

常勤役員報酬規程

(総則)

第1条 財団法人建築環境・省エネルギー機構（以下「財団」という。）の常勤の役員（以下「常勤役員」という。）に対する報酬の支給については、この規程の定めるところによる。

(報酬)

第2条 常勤役員の報酬は年俸とする。

2 前項の報酬は、次の各号に掲げる役員ごとに各号で定める指定職俸給表（一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）別表第十の指定職俸給表をいう。以下この項において同じ。）の号俸に対応する俸給月額内の額を基準として、国等の給与水準、財団の資産及び収支状況等を勘案して、理事長が定める。

一	理事長	指定職俸給表	4号俸
二	専務理事	指定職俸給表	3号俸
三	常務理事	指定職俸給表	2号俸
四	理事	指定職俸給表	1号俸

(報酬の支給)

第3条 報酬の支給は、前条により決定された年俸を12等分した額による月額払いとする。ただし、月の途中で就任又は退任した常勤役員に対する報酬の支給は、職員の例による日割り計算によるものとする。月の途中で報酬額に異動があったときもまた同様とする。

2 報酬の支給定日は、毎月20日（その日が休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日）とし、当該常勤役員の報酬から法令等に基づき控除すべき金額を控除し、その残額を原則として当該常勤役員が指定する金融機関の預金口座に振り込んで支給する。

第4条 前条第1項ただし書きの規定にかかわらず、月の末日以外の日に死亡した常勤役員に対する死亡当月分の報酬については、前条第1項本文の額を全額支給する。

(長期不就業時の取扱い)

第5条 常勤役員が、傷病その他やむを得ない事由によって、長期にわたって職務に就くことができないときは、その任期の期間中、原則として、所定の報酬額を支給するものとする。ただし、その職務に就くことができない期間が6月を超えるときは、職員の休職者の給与の例による。

(減額の措置)

第6条 理事長は、財団の業績の状況その他の理由により、常勤役員の報酬が不相当と判断されるときは、事業年度内においても減額改定をすることが出来る。

2 理事長は、前項の報酬の減額を実施した場合において、報酬の減額を行う必要がなくなったと判断したときは、これを従前の額に復元することが出来る。

(通勤交通費)

第7条 常勤役員に対しては、報酬のほか、報酬の支給に併せて通勤に要する実費を3ヶ月毎に支給する。

(兼務役員の報酬)

第8条 常勤役員が職員を兼務しているときは、この規程の定めるところによるものとし、職員としての給与は支給しない。ただし、特別な事由があるときは、その兼務の状況によって、役員報酬と職員給与に区分して支給することができる。

(理事会の承認)

第9条 この規程に基づく常勤役員に対する報酬の支給については、理事会の議決はすでにあつたものとみなす。

(端数処理)

第10条 この規程の定めるところによる報酬計算において生じた円未満の端数の処理については、その計算した金額に50銭未満の端数が生じたときはその端数を切り捨て、50銭以上の端数が生じたときはその端数を1円とする。

(実施に関し必要な事項)

第11条 この規程の実施に必要な事項は、その都度理事長が定める。

附 則

1 この規程は、理事会の承認を得て、平成15年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程の改正は、理事会の承認を得て、平成18年4月1日から施行する。